資料 6-2-(1) (危機管理防災課)

# 第6章 東海地震に関する事前対策

### 第1節 計画の目的

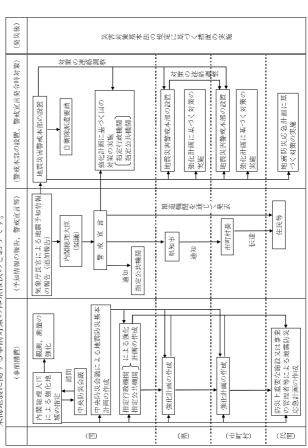
## 東海地震に関する事前対策計画の目的

場合にとるべき対策を中心に、緊急整備事業の推進等について定めるとともに、強化地域に指定され この計画は、大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。)第6条の規定に基づき、東海 地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)において、警戒宣言等が発せられた ていない地域における事前対策についても必要な事項を定め、連携のとれた東海地震の予防体制の推 進を図ることを目的としています。

- (1) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するために、全県域を対象とし
  - (2) この計画中、強化地域に係る部分については、大震法第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」 て、県、市町村及び防災関係機関等のとるべき事前指置の基本的事項について定めます。
- (3) この計画は、東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報(以 下「東海地震に関連する情報」という。)の発表及び警戒宣言が発せられた時から地震発生までの (以下「強化計画」という。) とします。 間における事前応急対策を定めます。
- (4) 市町村及び関係機関は、この計画に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実 施します。

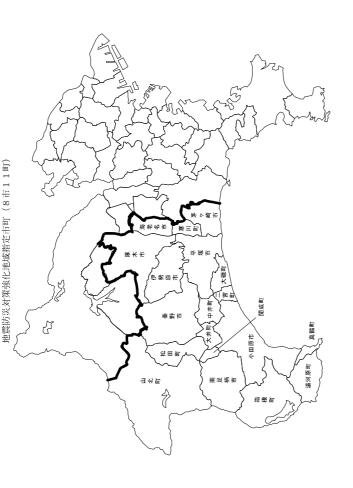
## 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は次のとおりです。



### 3 地震防災対策強化地域

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡寒川町、 中郡大磯町、同二宮町、足柄上郡中井町、同大井町、同松田町、同山北町、同開成町、足柄下郡箱根 大震法第3条の規定に基づき指定された本県の強化地域は、次の8市11町です。 町、同真鶴町、同湯河原町



- 197 -

本節では、強化地域に係る緊急整備事業の推進及び警戒宣言発令時等の対策を円滑に行うための地震 **坊災応急計画の作成並びに地震予知や警戒宣言等に関する正確な知識の普及について定めています。** 

なお、その他東海地震の事前対策については、第2章都市の安全性の向上、第3章災害時応急活動事 前対策の充実に基づいて実施します。

#### 1 緊急整備事業

大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難地、避難路、消防用施設を はじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要があります。

このため、県、市町村及び関係機関は、これらの防災施設につき地震対策緊急整備事業計画を定め、 関連事業との整合を図り、早急にその整備を図るものとします。

- (1) 県及び強化地域内市町は大震法第6条第2項の趣旨を踏まえ、同法施行令第2条の規定に基づく 地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定め、その整備に努めます。
- (2) 県及び市町村は、大震法施行令第2条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設以外の防 災対策関連事業についても、年次計画を定めその整備推進に努めます。

### 2 地震防災応急計画の作成

#### (1) 計画作成義務等

大震法第7条及び同法施行令第4条の規定に基づき、病院、映画館、デパートなど不特定多数の 鉄道事業等については、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣 言が発せられた場合の災害防止と社会的混乱を避けるため、それぞれの施設管理者等が地震防災応 者が出入りする施設、学校、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道などの施設、 急計画を作成します。

### (2) 強化地域外の事業所等

において、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられ 強化地域外の事業所等にあっても、防災計画等(消防計画、予防規程及びその他の規程を含む。) た場合の対応措置についてあらかじめ定めます。

## 東海地震に関連する情報に関する知識の普及

県及び市町村は、東海地震の切近性や東海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、警 **炫宣言が発せられた場合等に住民等が的確な判断に基づいて行動ができるよう、第3章第 18 節防災** 知識の普及に規定するもののほか、以下の知識の普及に努めます。

- ア 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- 東海地震の予知に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
  - 予想される地震及び津波に関する知識
- オ 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した場合の 出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

群6章 東海地震に関する事前対策

県、市町村及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで、又は警戒解除宣 言が発せられるまでの間、強化地域内において警戒宣言発令時対策を実施します。

また、強化地域外においても同様の対策を実施します。

警戒宣言が発せられた場合には、県、市町村及び防災関係機関は、東海地震の発生後に災害応援協定 県、市町村及び防災関係機関が実施する警戒宣言発令時対策に協力するとともに広域緊急援助隊の出動 に基づいた応援を円滑に行うため、情報の共有を図りながら必要な対応を相互にとります。県警察は、 体制を、消防は緊急消防援助隊の広域応援出動体制を整えます。 警戒宣言発令時対策の実施にあたっては、地域住民の日常生活への影響や強化地域内外の経済的影響 並びに高齢者、子供、病人等の要配慮者への配慮に努めていきます。 なお、東海地震に関連する情報が発表された場合、県、市町村及び防災関係機関は、その情報内容に 応じて、職員の参集や事前の準備行動などの必要な措置を、経済的影響等に配慮しながら講じます。

# 1 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応

# (1) 情報の内容と県、市町村及び防災関係機関の対応方針

県、市町村及び防災関係機関は、東海地震に関連する情報の区分に応じ、速やかに必要な対策が 行えるよう次の体制をとります。

情報の	新替令予例	75-	カラーレベル	11年/4年	
種類	一月被グバル	発表	終了	2011年74年10月	
東海地震に関	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定	#I	#m		
連する調査情	会において評価した調査結果について発表される				
報(定例)	情報				
東海地震に関	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その	#r	#m	半常時の活動を維持	_
連する調査情	原因の調査状況について発表される情報で、東海地			しつり、事態の推移に	
報(臨時)	域におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観			伴い人員を増員し、必	
	測された場合等に発表される情報			要な対策が行える体	
				制	
東海地震注意	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認めら	無	#III	情報の受伝達及び警	
情報	れた場合に発表される情報で、東海地域におけるの			戒宣言の発令に備え	
	ずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップによ			て、必要な対策が円滑	
	るものと判定会で判断した場合等に発表される情			に行える体制	
	報				
東海地震予知	東海地震が発生する恐れがあると認められ、「警戒	崇	#=	事前の応急対策及び	
情報	宣言が発せられた場合に発表される情報で、東海地			地震が発生した時、災	
	域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、			害対策が円滑に行え	
	プレスリップによるものと判定会で判断した場合			る体制	
	等に発表される情報				

# (2) 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合の対応

よる警戒体制をとり、防災行政通信網による市町村等への一斉指令、本部連絡員への連絡、気象庁 気象庁から東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合には、県安全防災局は当番班に (横浜地方気象台)、消防庁等関係機関からの情報収集を行うとともに、各局及び地域県政総合セ ンターの警戒体制要員は待機体制に入ります。

なお、東海地震に直ちに結びつくものではないと判断された旨の東海地震に関連する調査情報 (臨時)が発表された場合には、その体制を解除します。

-199

### 第6章 東海地震に関する事前対策

## (3) 東海地震注意情報が発表された場合の対応

アー気象庁から東海地震注意情報が発表された場合、知事は、警戒宣言発令時の事前の準備行動を 実施するため、県東海地震注意情報時対策本部要綱に基づき、県東海地震注意情報時対策本部(以 下「県注意情報対策本部」という。)を設置します。 また、県注意情報対策本部長(知事)は、本情報の解除に係る情報が発表された場合、県注意 情報対策本部を廃止します。

なお、大震法第9条の規定による警戒宣言が発せられた場合も廃止されたものとしますが、そ の業務は県地震災害警戒本部(以下「県警戒本部」という。)に引き継がれるものとします。

- イ 県注意情報対策本部長は、必要があると認めた時は、地域県政総合センターに、県東海地震注 意情報時現地対策本部(以下「注意情報現地対策本部」という。) を設置します。
- ウ 県注意情報対策本部長は、各地域における警戒宣言発令時の事前の準備行動等の実施状況を把 握するとともに、国、市町村、防災関係機関に対する総合調整を行い、必要な指示を行います。 エ 県注意情報対策本部の設置場所
  - (7) 県注意情報対策本部は、県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。
- (イ) 注意情報現地対策本部は地域県政総合センターに設置し、設置場所は合同庁舎内とします。

## 2 警戒宣言が発せられた場合の対応

### (1) 県の地震災害警戒本部

ア 知事は、東海地震予知情報に基づき警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施す るため、大震法第16条の規定に基づき、県警戒本部を設置します。

また、県警戒本部長(知事)は、警戒解除宣言が発せられた場合、県警戒本部を廃止します。

- イ 県警戒本部長は、各地域における警戒宣言発令時対策を実施するため、地域県政総合センター に県警戒本部の組織として県警戒本部現地対策本部 (以下「現地対策本部」という。) を設置し
- ウ 県警戒本部長は、各地域における警戒宣言発令時対策等の実施状況を把握するとともに、国、 市町村、防災関係機関に対する総合調整を行い、必要な指示を行います。
- エ 県警戒本部の設置場所
- (7) 県警戒本部は、県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。
- (4) 現地対策本部は地域県政総合センターに設置し、設置場所は合同庁舎内とします。

## (2) 県警戒本部とその他災害対策組織との関係

県警戒本部長は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体と なった県警戒本部組織の運用を図ります。

### (3) 市町村の地震災害警戒本部

ア 強化地域内市町の地震災害警戒本部

強化地域内市町長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、大震 また、市町警戒本部長(市町長)は、警戒解除宣言が発せられた場合、市町警戒本部を廃止し 法第 16 条の規定に基づき市町地震災害警戒本部 (以下「市町警戒本部」という。) を設置します。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、市町警戒本部を設置できる体制をとります。 ただし、本情報の解除に係る情報が発表された場合は、その体制を解除します。

強化地域外市町村の地震災害警戒組織

強化地域外市町村長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、市 町村災害対策本部を設置します。

また、市町村災害対策本部長(市町村長)は、警戒解除宣言が発せられた場合、市町村災害対 策本部を廃止します。

- 200

斑6章 東海地震に関する平前対策

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、市町村災害対策本部を設置できる体制をとり ます。ただし、本情報の解除に係る情報が発表された場合は、その体制を解除します。

### ウ 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長(以下「防災関係機関の長」とい う。)は、警戒宣言が発せられた場合、その所管に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、あ らかじめ定めた災害対策組織を設置します。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、災害対策組織を設置できる体制をとるものと また、防災関係機関の長は、警戒解除宣言が発せられた場合、災害対策組織を廃止します。 します。ただし、本情報の解除に係る情報が発表された場合は、その体制を解除します。

#### 警戒宣言前の準備行動

を公表します。その場合、県、市町村及び防災関係機関は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣 東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合、国はその旨 準備や物質の点検、児童・生徒等の帰宅、旅行の自粛など、必要な準備行動等を行います。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発表します。その場合、 県、市町村及び防災関係機関は準備行動を終了します。

## 4 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達

## (1) 東海地震に関連する情報の伝達

東海地震の観測データに異常が発見され、東海地震に関連する情報が発表された場合、気象庁か ら消防庁及び横浜地方気象台を通じてその情報が県に伝達されます。県は、東海地震に関連する情 報の伝達を受けた場合、防災行政通信網一斉FAX等により速やかに各市町村に伝達します。

#### (2) 警戒宣言の伝達

められた場合、内閣総理大臣は警戒宣言を発します。警戒宣言は、報道機関を通じて広報されると 気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認 ともに、消防庁から県に伝達されます。 県は、消防庁から警戒宣言発令の伝達を受けた場合、防災行政通信網一斉FAX等により速やか に各市町村に伝達します。

#### 5 広報対策

#### (1) 基本方針

の混乱、電話の異常輻輳等の発生が考えられます。これらに対処するため、県、市町村及び防災関 県、市町村及び防災関係機関は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表あるいは警戒宣 言が発せられた場合、地震発生に備えて事前の防災措置を実施することになりますが、それに伴い、 徐々に社会的混乱が発生し始め、特に警戒宣言発令後は、帰宅を急ごうとする人による駅や道路で 係機関は、次の項目に留意して、迅速、的確な広報を実施します。

また、要配慮者等情報伝達について特に配慮を要する者に対しては、外国語による表示、 放送のほか、広報誌、広報車、懸垂幕など、様々な広報手段を活用するよう努めます。

なお、住民等に対する東海地震に関連する情報の広報に際しては、具体的にとるべき行動を併せ て示すとともに、状況に応じて逐次、平易な表現で、反復継続して行うよう努めます。

- ア 冷静な行動をとること。
- 不要な火気の始末をすること。
- 家具等屋内重量物の転倒防止措置をとること。
- テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
- 当座の飲料水、食料品等の持ち出しの準備をすること。
- 自動車による移動を自粛すること。

- キ 避難対象地区として市町村から指定された地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された 自宅での待機等安全な場所で行動すること。
- ク電話の使用は自粛すること。
- ケ 東海地震に関連する情報の内容。
- コ その他生活関連情報等、住民等が必要とする情報。

#### (2) 県が実施する広報

知事は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せら れた場合、横浜地区放送機関に対して知事談話の放送を要請し、県民に対し冷静な行動をとるよ ア
東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合等における知事談話の発表 う、テレビ、ラジオを通じて呼びかけを行います。

#### イ 情報の提供

県は、県の対策等について放送機関を通じ必要な情報を逐次提供するとともに、あらかじめ指 定した窓口において県民等からの間合せに応じることで、人心の安定に努めます。

### ウ 放送機関に対する放送要請

県は、前記ア及びイに定めた放送を行う時は、「災害時における放送要請に関する協定」に基 づき、各放送機関に要請します。

### (3) 市町村が実施する広報

市町村は、住民に対して(1)の留意項目に準じた広報を実施します。

なお、広報手段については、テレビ、ラジオのほか、同報無線、広報車、自主防災組織等を活用 します。

また、特に重要な広報は、あらかじめ定めた広報例文・広報方法により実施します

### (4) 防災関係機関が実施する広報

る情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関が所管する業務に応じた広報 防災関係機関は、住民等及び施設利用者に対して、東海地震に関連する情報の内容、交通に関す

### (5) 各放送機関の放送対処方法

各放送機関は、東海地震に関連する情報、警戒宣言並びに県、市町村及び公共機関等の警戒宣言 発令時等対策の実施に関する放送にあたっては、通常の放送を中断して特別番組を編成するととも に、社会的混乱防止を目的として迅速・正確に行います。

火災防止など発災時における被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情 また、関係機関と協力して、強化地域内外の住民等に対し、冷静な対応を呼びかけるとともに、 東海地震に関連する情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報 報の提供に努めるものとします。

## (6) 駅周辺等の混乱 (パニック) 防止

県及び市町村は、駅周辺等における不特定多数の住民等が情報の不足による不安、流言飛語等に よる混乱(パニック)を防止するための広報を行います。

#### ア 県の対応

県は、県内4か所の地域県政総合センター及びかながわ県民活動サポートセンターが市町村と の連携のもとに必要な広報を実施します。

イ 市町村の対応

市町村は、同報無線等により広報を実施します。

# 6 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告

- (1) 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の 実施状況等について県警戒本部長に報告します。
- (2) 県警戒本部長は、国の地震災害警戒本部に対して、消防庁を通じ市町村から報告を受けた避難措

置、避難の状況の概要を通知するとともに、地震防災応急対策の実施状況を報告します。

### 自衛隊派遣要請に係る調整

県は、国の地震災害警戒本部長が大震法に基づいて自衛隊の派遣要請をした場合、その要請内容が 迅速、的確に実施されるため、防衛省(自衛隊法第 8 条に規定する部隊等を含みます。)との間で、 必要に応じて派遣要請の具体的内容について調整を行います。

#### 8 事前避難対策

#### (1) 事前避難の実施

強化地域内市町長等は、警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ指定した避難対象地区の住民等 に対し、避難の勧告又は指示を行います。

なお、避難の方法は原則徒歩としますが、山間地や半島部等、避難地までの距離が遠く、徒歩に よる避難が困難な場合は、地域の実情に応じて車両による避難も可能とします。

- ア 事前避難措置の実施者は、大震法第 26 条の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行
- (7) 市町長の措置

強化地域内の市町長は、警戒宣言が発せられた時は、直ちに避難対象地区の住民等に対し て避難の勧告又は指示を行います。

(4) 警察官の措置

警察官は、当該市町長が前記(7)の措置を行ういとまがない時、又は当該市町長から要請が あった時は、直ちに避難対象地区の住民等に対し立ち退きを指示することができるものとしま

- イ 避難の勧告・指示の内容
- (7) 遊難を要する理由
- (4) 避難勧告·指示対象地域
  - (ウ) 避難先とその場所
- (1) 避難経路
- (オ) 注意事項
- ウ 避難措置の周知等

避難の勧告・指示をした者又は機関は、速やかに関係機関に対して勧告又は指示した旨を連絡 するとともに、避難対象地区の住民等に対してその内容の周知を図ります。

(7) 避難対象地区住民等への周知徹底

避難措置を実施した時は、当該実施者はその内容について避難対象地区の住民等に対して広 報媒体や自主防災組織等を通じて周知徹底を図ります。

(4) 県警察等との連絡

強化地域内市町長は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、県警察と 相互に連絡をとります。

(ウ) 避難対象地区住民等の避難行動等

避難の勧告又は指示を受けた住民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつの速やかに 避難するとともに、避難生活の運営に努めるものとします。

市町は、避難した住民等が自主防災組織を中心として円滑に避難生活を運営できるよう、必 要な支援を行います。

# (2) 指定緊急避難場所(指定避難所)における措置

- 強化地域内市町長は、指定緊急避難場所(指定避難所)の所有者又は管理者の協力を得て、避 難者に対し次の措置をとるよう努めます。
- (7) 東海地震予知情報の伝達

- (4) 警戒宣言発令時対策の実施状況の周知
- (ウ) 飲料水、食料、寝具等の供与
  - (z) 施設の秩序維持
- (オ) その他避難生活に必要な措置
- イ 強化地域内市町長は、避難生活に必要な生活必需物資等の調達・確保の方法及びこれに係る体 制を整備します。また、避難者に対して避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合 は、その旨を明示します。

### (3) 事前避難体制の確立等

ア 専前游難体制の確立

強化地域内市町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう 事前避難体制の確立に努めます。また、県はこれに協力します。

- (7) 避難にあたっては、警戒宣言が発せられた時から地震の発生までは比較的短時間であるとい うことを前提に避難体制の確立を図ります。
- (4) 強化地域内市町は、避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した高齢者、障害者、子供、病 人等要配慮者の避難については、自主防災組織等の協力のもとに実施します。また、外国人、 出張者及び旅行者等についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施します。 要配慮者保護のための屋内での避難生活の運営
- 避難地で運営する避難生活は、原則として屋外としますが、高齢者、子供、病人等要配慮者の 保護のため、国及び地方公共団体が定めた指針に基づき、あらかじめ指定された施設内において 避難生活を運営できるものとします。
- ウ 遊雛計画の見直し
- 市町は、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の結果等を踏まえ、避難計画を見直すことと

#### (4) 災害救助法の適用

第4章第 14 節 事前避難生活の状況に応じ、災害救助法を適用する場合の手続き等については、 の定めにより行います。

## (5) 強化地域外市町村の事前避難対策

強化地域外市町村にあっては、必要がある場合、前記(1)から(3)に準じて事前の避難対策を実施

### 9 火災、救急救助、津波対策

#### (1) 火災の防止等

消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、平常時の消防業務(災害活動を除きます。)を停止又 は縮小し、次の事項を重点に必要な措置を行います。

- ア 地震に備えての消防部隊の編成強化
- 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
- 資機材及び救急資機材の確保

Ţ Н

- 出火防止、初期消火等の広報の実施
- オ 施設、事業所等に対し応急計画実施の指示
  - カ 危険物タンクローリーの対応措置の指示
- キ 迅速な救急救助のための体制確保
- 火災、水災等の防除のための警戒
- ケ その他必要な事項

県及び市町は、警戒宣言が発せられた場合、津波による被害を軽減するため、次のとおり必要な 指置を行います。

要員の確保、配置

東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立

沿岸住民及び海浜利用者等に対する事前避難の勧告、指示 4

防潮門扉等の施設の点検

水防用資器材の点検整備及び緊急調達体制の確保

その他必要な措置 \*

## 施設、設備等の点検及び緊急にとるべき措置

県、市町村及び防災関係機関は、地震の発生に備え、管理する施設、設備について点検を実施し、 必要に応じ緊急の措置を講じます。

#### 11 整備対策

県警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴い、東海地震の発生に係る県民の危 惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、 県警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、県民の生命、 体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期します。

#### (1) 警備体制の確立

#### ア 警備本部の設置

警察本部に警察本部長を長とする警備本部を、各警察署に警察署長を長とする警察署警備本部を 県警察は、東海地震に関する異常現象の観測により東海地震注意情報を受理した時は、直ちに 設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署警備本部と市町村地震災害警戒本部は必要に応じ てお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化します。

イ 警備部隊の編成及び部隊運用

県警察は、別に定めるところにより警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて 迅速、的確な部隊運用を行います。

### (2) 警戒宣言発令時対策等

県警察が実施すべき東海地震に関連する情報が発表された時の措置及び警戒宣言発令時対策に ついては、概ね次に掲げる事項を基準とします。 ア 情報の収集・伝達

知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周 を図るため次の活動を実施します

(7) 県、市町村が行う東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力

(4) 各種情報の収集

(ウ) 地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行います。

(7) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報

(4) 道路交通の状況と交通規制の実施状況

(ウ) 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき措置

(1) 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置

(オ) 不法事案を防止するための正確な情報

(4) その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃 **盔犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、県警察は次の活動により社会秩序維持に万全を** 

- 202 -

- (7) 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- (4) 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- (ウ) 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り
- (エ) 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
  - (4) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒
    - (4) 自主防犯活動等に対する指導
      - エ 施設等の点検及び整備

警察通信施設、警察庁舎及び道路交通施設等について、発災に備えその機能を保持するため、 点検及び整備を実施します。

### 12 道路、海上交通対策

県及び市町村は、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不 急な旅行等の自粛を要請します。 県警察は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を 防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸 送の円滑を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施します。 なお、強化地域内の交通規制については、地震防災応急対策の実施状況、道路交通の状況、交 通規制に伴う地域住民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施することとしま

#### ア 交通規制措置

- (7) 基本方針
- a 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制します。
  - 強化地域内への一般車両の流入は極力制限します。
- 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。
- d 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保します。
- e 高速自動車国道及び自動車専用道路(一般道路である国道 271 号の小田原から平塚間を含 みます。)については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内にお けるインターチェンジ等からの流入を制限します。
- (4) 都県境における一般車両の流出入は次により措置します。
- a 東京都内へ流出する車両は抑制せず、東京都内から流入する車両は状況により制限します。
- b 山梨県内へ流出する車両又は山梨県内から本県に流入する車両は、状況により制限します。
- c 静岡県内へ流出する車両又は静岡県内から本県に流入する車両は、状況により制限します。
  - (h) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対 策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設 定や、緊急交通路の確保など必要な規制を実施します。

a 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

区域を補完するため迂回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施しま 警戒宣言が発せられた場合は、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同

b 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定する想定のある道路(指定想定路)57 路線の中から、交通の状況に 応じて確保します。

運転者のとるべき措置

(ア) 走行中の車両は、次の要領により行動するものとします。

斑6章 東海地震に関する平前対策

a 警戒宣言が発せられたことを知った時は、地震の発生に備えて低速走行に移行するととも に、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動す b 車両をおいて避難する時は、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道 路上において避難する時は、道路左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付 けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車する時は、避難する人の通行や地 震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこ

c 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

(4) 避難のために車両を使用しないこと。

第三管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合は、次の措置をとります。

#### ア 警戒宣言等の伝達

(7) 強化地域周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡 声器、たれ幕等により周知します

(4) 航行船舶に対しては、航行警報及び安全通報等により周知します。

(ウ) 津波による被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡 回させ、拡声器・たれ幕等により周知します。

#### 海上交通安全の確保

(7) 船舶交通の輻輳が予想される東京湾内の航路及びその周辺海域の船舶交通の整理、指導を行

(4) 船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、船舶交通を制限し、又は禁止しま

(ウ) 船舶交通の混乱を避けるため、船舶の安全な運行に必要な情報を無線等により提供します。

(7) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行を制限若しくは禁止します。

### ウ 危険物の保安措置

(ウ) 危険物施設からの海上への危険物の流出を防止するための指導を行います。

(イ) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等事故防止のための指導を行います。

#### 13 緊急輸送対策

#### (1) 緊急輸送の実施

県、市町村及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策及び応急対策 の円滑な実施を確保するため、次の要員、物資等の緊急輸送を実施します。

ア 警戒宣言発令時対策要員

食料、医薬品、防災資機材等の物資

ウ その他必要と認める人員、物資又は資機材

### (2) 緊急輸送路等の確保

県及び市町村は、緊急輸送を実施するため、あらかじめ指定した緊急輸送道路及び物資受入港を 関係機関と協力して確保します。

緊急輸送道路の確保にあたっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他 の輸送手段にも考慮します。

### (3) 緊急輸送車両等の確保

ア 県の措置

県は、緊急輸送車両等の輸送手段を次のとおり確保します。

(7) 車両の確保

a 県保有車両の確保

類6章 東海海郷に関する中間対策

- b 「緊急輸送車両の調達又はあっ旋に関する覚書」に基づく関東運輸局神奈川運輸支局に対 する調達、あつ旋体頼
- c 関係業者(特殊車両等保有業者)に対する協力要請
- (4) 航空機 (ヘリコプター) の確保
- b 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間へリョプター会社に対す る協力要請
- イ 市町村の措置
- (7) 市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行います。
- (4) 市町村は、必要な車両等の確保が困難な時は、県に対して要請及び調達、あっ旋を依頼し
- ウ 防災関係機関の措置

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

#### (4) 緊急輸送車両

ア 緊急輸送車両 (確認対象車両)

の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とし 緊急輸送車両は、大震法第 21 条第 2項に規定する地震防災応急対策(警戒宣言発令時対策)

- (7) 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の勧告、指示
- (4) 消防、水防その他の応急措置
- (ウ) 応急の教護を要すると認められる者の教護その他の保護
- (エ) 施設及び設備の整備並びに点検
- (4) 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持
- (4) 緊急輸送の確保
- (4) 地震が発生した場合の食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関 する措置、その他応急措置を実施するために必要な体制の整備
- (1) その他地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置
  - イ 緊急輸送車両の権認手続

大震法第 24 条に規定する緊急輸送車両であることの確認並びに同法施行令第 12 条に規定する 標章及び証明書の交付事務手続は、次によるものとします。

- (7) 県の保有車両及び調達車両については県知事が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知 するものとします。
- (イ) 県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会(県警察)が行うものと します。

### 14 鉄道等の公共輸送対策

各鉄道機関は、警戒宣言発令時に次の方針を原則に対処します。 なお、警戒宣言発令前までは極力運行を継続します。 ア 運行方針

- (7) 強化地域内への進入を禁止します
- 等の措置をとります。ただし、震度6弱未満で津波等の危険がない地域については、安全性の (4) 強化地域内を運行中の列車は、最寄り駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機 確保を前提に運行可能とします。
- 労)強化地域外においては、安全を確認のうえ極力運行の継続を確保します。

斑6章 東海地震に関する平前対策

(エ)警戒解除宣言が発せられた時は、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、 列車の運行を行います。

#### イ 列車運行措置

(7) 東日本旅客鉄道㈱(横浜支社)

- a 強化地域に係る措置
- (a) 列車の運転を中止します。
- (b) 運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停 止させます。
- (c) あらかじめ定めた列車抑止禁止駅の次の駅まで列車の運転継続を指令します。
- (d) 停車場外に抑止した停車列車の収用方を指令します。
- b 強化地域外に係る措置
- (a) 強化地域外で震度5弱以上が予想される地域
- 強化地域内への列車の進入は、原則として規制します。
  - あらかじめ定めた運転規制区間及び速度で運行します。
- 近接する区間において運転を中止します。

中央線・・・・・・・・・・上野原駅~高尾駅間 相模線・・・・・・・・厚木駅~橋本駅間

(b) 強化地域外で(a)を除く地域

- 原則として運転規制を行わないものとします。
- (4) 東海旅客鉄道㈱

(東海道新幹線)

- a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止します。
- b 想定震度が6弱以上の地域内を運転中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転して停車
- c 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続します。 この場合、強化地域内については安全な速度で運転します。

(在来線)

- a 強化地域への進入を禁止します。
- b 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して 停車します。
- c 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し、区間を定め、必要に応じ速度を制限し て運行を継続します。

東海地震注意情報が発表された時は、旅客列車は運行を継続します。ただし、長距離夜行列 車、貨物列車については、強化地域への進入を禁止します。

- 209

#### 私鉄各社 (H

	4.41.01.01.01	強化地域外	5城外
17% 12	7五117.154次7.3	<b>整戒</b> 省言当日	翌日以降
小田急電鉄㈱	○原則として最寄り 駅まで安全な速度 で運転し、以後の運 転を中止	○小田原駅~相政台前駅 間及び藤沢町~片瀬江 ノ島駅間の利車は最古 り駅で運転を中止 ○新宿駅~相式台前駅間 (小田原線)、新百合ヶ 丘駅~唐木田駅間(多摩 線)、柏模大野駅~藤沢 駅間(ゴノ島線)は、 45m小以下により運行。 たお、特別急行列車及ぼったお、特別急行列車及で 会行列車は運転休止	<ul><li>○地震ダイヤを作成して、 可能な範囲での運行に 努める</li></ul>
相模鉄道㈱	○原則として運行中 の列車等は最寄り の安全な停車場ま で運転し、以後の運 転を休止	○横浜駅~大和駅間、二保 川駅~湘南台駅間で、 50km/h 以下により運行	<ul><li>○地震ダイヤを作成して、 可能な範囲での運行に 努める</li></ul>
東京急行鉄道㈱ 京浜急行鉄道㈱ 京王電鉄㈱		<ul><li>○現行ダイヤを使用して 減速走行 なお、輸送力は半常ダイ ヤより減少</li></ul>	○地震ダイヤを作成して、 可能な絶囲での運行に 努める
箱根登山鉄道㈱	○原則として最寄り 駅まで安全な速度 で離転し、以後の運 転を休止 ○小田急列車につい では、原則として東 海地践予知情報を 受けた時点より乗 入れは行わない		
伊豆箱根鉄道㈱	○列車は別に指定する 最 書 り 駅 ま で 45km/h 以下の速度 で非常 時注意運転 し、以後の運転は 休止		
江ノ島電鉄㈱		<ul><li>○旅客の状況等を考慮し、 地震ダイヤを作成して 運行を確保</li></ul>	〇同左
橫浜市高速鉄道 (横浜市営地下鉄)			<ul><li>○地震ダイヤを作成して、 可能な範囲での運行に 努める</li></ul>
糊構浜シーサ イドライン		〇現行ダイヤによる減速 運転	〇同年
湘南モノレーが㈱		○東海地震注意情報で減 速し、15分間隔で運行。 東海地震子知情報(警戒 宣言発令)で最常り駅に 停車・待機	

ウ 旅客に係る措置

斑6章 東海地震に関する平前対策

#### (7) 基本方針

情報提供するとともに、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために必要な対応をとるものとし 鉄道事業者は、あらかじめ警戒宣言発令時に生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的 な避難誘導、保護並びに食料等のあっ旋、市町村が帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために 実施する活動との連携体制等の措置について定め、警戒宣言発令時には運行規制等について

また、不要不急の旅行等を控えるよう要請します。

### (4) 東日本旅客鉄道㈱(横浜支社)

- の内容、停止の理由、旅行の中止、迂回のしょうよう及び近距離旅行者の徒歩帰宅の呼びか a 駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客に対し、駅、車内放送、掲示等により警戒宣言 けを行います。
- b 駅施設内の旅客及び駅に停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を 除き、原則として駅施設内又は列車内を待機場所とします。
- c 列車の停止が長期間となった場合及び危険が見込まれる場合は、地方自治体が定める避難 地(避難所)へ旅客を避難させることとし、あらかじめ関係地方自治体と協議しておきます。
  - d 旅客に対しては、必要に応じて食事のあっ旋を行うこととします。また、あらかじめ関係 自治体とも食事のあっ旋方法や体制等について協議しておきます。
- e 旅客等に急病人等が発生した時は、駅周辺の指定医療機関に収容することとし、その協力 体制を確立しておきます。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検すると
- 上関係社員を適宜配備し、また、必要により警察の応援を求めて盗難等各種犯罪の防止に努 f 駅施設内及び列車内等の旅客の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況等を勘案の ともに、教護を要する旅客に対し応急措置が可能な体制を整えておきます。

#### (ウ) 東海旅客鉄道㈱

#### a 旅客に係る措置

警戒宣言発令時、旅客に対しては、次の各号に掲げる措置を講じることとします。

- 1 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定められた 方法及び内容により列車の運行状況について案内します。
- 2 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方自治体 の定める避難地へ避難させる等、必要な措置をとります。

#### b 警備体制

駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案の うえ関係社員を適宜配置し、また、必要により警察の応援を求めて、盗難等各種犯罪の防止に 努めることとします。

#### c 避難対策

この地域にある駅等の旅客公衆等をあらかじめ定めた避嫌場所に直ちに避難させることとし 津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等には列車を抑止させないこととします。また、

#### (2) 路線バス

#### ア 基本方針

- (7) 強化地域内においては、警戒宣言発令後の運行を、各社の地震防災応急計画の定めるところ に従い中止します。
- (4) 強化地域外においては、次の事項に留意し、それぞれの路線の実情を踏まえた警戒宣言発令 時運行計画の定めるところにより、可能な限り運行を継続します。
  - a 警戒宣言が発せられた時は、減速走行の措置をとります。

- 211 -

- b 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合は、その状況に応じて間引き運行の 措置をとります。
- c 危険箇所等を通過する路線については、運行中止、折り返し、迂回等事故防止のための適
- d 警戒宣言が発せられた翌日以降についても、前項 a∼c を踏まえ、原則的には運行を継続し ますが、交通状況の変化等に応じて運行中止等適切な措置をとります。

## 15 鉄道折り返し駅及び周辺の混乱防止対策

市、座間市、大和市)等は、警戒宣言が発せられた場合、鉄道折り返し駅となる藤沢駅、相武台前駅 鉄道機関(東日本旅客鉄道㈱、小田急電鉄㈱、相模鉄道㈱)、県、各鉄道折り返し駅所在市(藤沢 **及び大和駅の3駅並びにその周辺の混乱を防止するため、それぞれ次の措置を講じます** 

#### (1) 情報連絡本部の措置

駅及びその周辺の混乱防止対策の実施について連絡調整を行うため、各鉄道折り返し駅に関係機 関(鉄道機関、県、市、県警察)が合同で情報連絡本部を設置します。

#### (2) 関係各機関の措置

#### ア 鉄道機関

(7) 旅客に対する広報

始発駅から折り返し駅までの主要駅において、警戒宣言の内容を伝達するとともに、鉄道の 運行状況及び折り返し駅の状況等を広報します。

鉄道折り返し駅において、乗車客、降車客の混乱を防止するため、あらかじめ定めた乗降口 を専用にし、一方通行により乗降客の整理、誘導を行うなど、適切な措置をとります。

### 県 (地域県政総合センター)

760

< 各鉄道折り返し駅所在市と連携して、警戒宣言の内容を伝えるとともに、避難地(避難所)

の誘導等混乱防止のための広報を実施します。

### ウ 各鉄道折り返し駅所在市

(7) 折り返し駅周辺の帰宅困難者、滞留旅客の誘導

駅周辺の帰宅困難者、滞留旅客の混乱を防止するため、必要に応じて警察官の協力を得て、 あらかじめ定められた避難地(避難所)に誘導します。

また、自らの意思で強化地域内の自宅等に徒歩帰宅を希望する者に対しては、安全な帰宅経

#### (4) 避難地 (避難所)の開設 路を示し、誘導します。

あらかじめ定められた避難地(避難所)を開設し、帰宅困難者、滞留旅客を保護します。

#### 県警察

駅周辺の帰宅困難者、滞留旅客の混乱を防止するため、必要に応じて駅等の管理者及び市町村 と連携して、あらかじめ定められた避難地(避難所)に誘導します。

#### 才 報道機関

折り返し駅の状況、避難の状況等を報道するとともに、混乱防止のための呼びかけを行います。

### (3) 強化地域内の自治体の措置

県及び市町は、帰宅困難者が発生した場合、市町村と協力して避難所等に関する情報や鉄道等の 運行、復旧状況など、必要な情報提供等を行い帰宅困難者対策に努めます また、あらかじめ定められた一時滞在施設を開設し、帰宅困難者、滞留旅客を保護します。さら に、県は協定を締結している事業者、団体等に対して、必要に応じて飲料水やトイレ等の施設の提 供について協力を求め、市町は強化地域内の自宅等に徒歩で帰宅する者に対し、休憩所、救護所の 開設等、必要な救護活動を実施するよう努めるものとします。

### 児童 - 生徒等保護対策

動を維持しつつ、情報等の収集に努めます。東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合には、強化地域内外を問わず、平常時の活 合あるいは警戒宣言が発せられた場合には、児童・生徒等の安全確保に万全を期すため、次の措置を 県教育委員会では、原則として次のとおりとしています。詳細は、「学校防災活動マニュアルの作 成指針」に定め、県立学校では、それに基づき学校防災計画等を作成しています。また、作成指針を 市町村教育委員会に示しています。

#### (1) 公立学校の対応

- ア 校長は、対策本部を設置し、東海地震に関連する情報のほか、必要な情報等の把握に努め、的 確な指揮にあたります。
- イ 児童・牛徒等の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・ 生従等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡します。

ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、 保護者が来校するまでは、学校で児童・生徒等を保護します。

なお、学校種に応じて、あらかじめ対応を定めておきます。

ウ 校長は、県教育委員会又は市町村教育委員会に避難誘導等の状況を速やかに報告します。

- 学校施設の保安措置をとります。
- オ 初期消火及び救護・救出活動等の防災活動体制をとります。

## (2) 公立学校教職員の対処、指導基準

- ア 学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図 った後、避難誘導を行います。その後、対策本部の指示により、さらなる児童・生徒等の安全確 保に努めます。
  - イ 障害のある児童・生徒等については、介助体制などの組織により対応する等、十分配慮します。
- 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行います。
- 本、遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・ 人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
  - 児童・生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動体制をとります。

#### (3) 私立学校の対応

私立学校の設置者又は校長は、安全確保のために児童・生徒等を学校で保護した場合は、速やか に県に報告するとともに、各学校の状況に応じた防災活動体制をとります。

### 17 医療機関、福祉施設対策

#### (1) 医療機関の対策

医療機関は速やかに警戒宣言発令時対策を実施することにより、被害発生の防止を図るとともに 医療機能の維持に努めます。

- 警戒宣言発令時の措置
- (7) 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対1 て周知徹底を図ります。

(4) 院 (所)の防災指導

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電 装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施

(ウ) 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講じます。

### 第6章 東海地震に関する事前対策

(エ) 手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講ずるものとし、手術予定については緊急や むを得ない場合を除き延期します。

地域医療の確保のため、耐震性を有するなど安全性が確保されている病院については診療を 継続できるものとします。

(4) 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努める とともに、水、食料、燃料等の確保も合わせて行います。また、医師をはじめとした職員につ いては、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図ります。

また、患者等の保護等のため、施設の耐震性を考慮し、他の病院、病棟への搬送あるいは家 族等への引き渡しを実施します。

救護班の編成待機

県は、発災後、市町村からの医療救護に関する協力要請に備えるため次のことを実施します。

(7) 災害拠点病院、県所管の県立病院に対して救護班の編成及び待機の要請等をします

(4) 神奈川DMAT指定病院、DMAT-L指定病院に対して、神奈川DMAT、DMAT-L の編成及び待機を要請します。

(ウ) 国立病院機構、神奈川県立病院機構及び日本赤十字社神奈川県支部に対して、教護班の編成 待機について要請を行います。

ウ 医薬品及び医療資機材の調達準備

県は、医療救護活動に必要な医薬品等の調達を行うため、医薬品卸業協会等の在庫量を確認す る等、必要な措置を講じます。

### (2) 社会福祉施設対策

ア 警戒宣言発令時の措置

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すた め次の措置をとります。

(7) 施設設備の点検

(4) 落下物等の防止措置

(ウ) 飲料水、食料等の確保

(エ) 関係機関、保護者との連絡体制の確保

イ 発災後への備え

入所者等の保護等の方法については、施設の耐震性を考慮し、他の福祉施設等への移送あるい は家族への引き渡しを実施します。

## 18 不特定多数が出入りする施設の対策

### (1) 警戒宣言発令時の対応

ア デペート等の対応

警戒宣言発令時におけるデパート、スーパーマーケット及び小売店等における営業状況は、 な次のとおりとします。

また、県及び市町村は、小規模小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等 なお、食料品及び日用雑貨等の生活必需物資を取り扱う小規模小売店舗については、食品につ いて衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるためできるだけ営業の継続に努めます。 必要な対策を講じるよう努めます。

(Y) デパート (百貨店協会)

デパートについては、各デパートごとにあらかじめ定めた方針により、耐震性を有するなど 安全性が確保されている場合には営業を継続できるものとします。

(4) スーパーマーケット (チェーンストア協会)

第6章 東海地震に関する平前対策

**施設の耐震性、従業員の確保状況により、個々の店舗ごとに継続、別店を判断します。** なお、原則としては次のとおりとします。

- a 強化地域内については、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には営業を継続 することができるものとします。
- b 強化地域外については、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には営業を継続
- (ウ) 小規模小売店(公益社団法人商連かながわ)
- a 強化地域内で避難対象地区以外に立地する、食料等の生活必需品などを扱う小規模小売店 で生活型商店街に属するものは、できるだけ営業を継続するよう努めます。
- b 強化地域外については、原則として営業を継続します。

イ 野球場、映画館等の興行者の対応

競輪場、競馬場、野球場及び映画館等の興行施設の措置は、基本的には各事業者等が定める地震 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表あるいは警戒宣言が発せられた場合における 防災応急計画(地震防災規定を含む)によりますが、おおむね次のとおりです。

(7) 東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、原則として興行を中止します。

(イ) 警戒宣言発令が開催日前又は開催日であっても、開催前である場合は、原則として興行を中 一一一十十

(ウ) 警戒宣言発令が開催中の場合は、主催者の判断で興行を中止します。

#### (2) 施設管理者の措置

不特定多数が出入りする施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに次の措置を講じま

ア 情報の収集

イ 利用者等への情報伝達

ウ 待避誘導の確保

(7) 非常出口、退避方向の指示

(4) 顧客の整理、誘導

(ウ) 退避場所及び経路の指示

エ 施設の点検

(7) 火気使用器具の使用停止

(4) ボイラー等のバルブ閉止、燃料停止の確認

(ウ) ボンベ、燃料タンクの固定確認

(エ) 消防用設備等の点検、作動確認

(4) 受水槽の確認、給水

(4) 看板、ネオン、舞台装置、照明器具等の転倒、落下防止措置

(4) 非常持ち出し品の準備

(ク) その他必要な措置

#### 19 生活関連施設対策

### (1) 電話(通信)の確保

電気通信事業者は、警戒宣言が発せられた場合、地震防災対策上重要な電話(通信)の確保を図 るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話(通信)のそ通確 保、安否確認に必要な措置等必要な体制を確保し、応急措置を実施します。

なお、これらの措置は、必要に応じて警戒宣言発令前からも実施します。

#### (2) 電力施設の確保

電力事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するため、地震災 害警戒本部の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置など、必要

- 215 -

な電力を供給する体制を確保し、応急措置を実施します

### (3) 都市ガス施設等の安全等の確保

後に備えて、要員・資機材の確保、施設の予防措置、広報の実施など、応急措置を迅速に講じる体 ガス事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給を継続しますが、 制を確保し、応急措置を実施します。

### (4) 上・下水道施設の確保

#### ア 上水道施設の確保

水道事業者は、東海地震注意情報が発表された場合、あらかじめ取水量を増加させるなど需要 量の増加に対する給水の確保、継続を図るとともに、住民に対して自ら飲料水の確保を図るよう 広報します また、発災後に備えて、要員の確保、資機材等の事前配備、復旧体制の整備等、応急給水措置 を講じる体制を確保し、応急措置を実施します。

#### 下水道施設の確保

県及び市町村は、地震発生に備えて、被害を最小限とするために下水道施設の保守点検並びに 応急復旧のための職員の配備及び資機材の点検、確保を行います。

#### 余融機関の措置 20

### (1) 民間金融機関に係る措置

関東財務局横浜財務事務所及び日本銀行横浜支店は、県と連携し、警戒宣言発令時における民間 金融機関の業務について、次に掲げる措置をとるよう要請します。 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所(以下「営業所等」という。)を置く金融機関の警戒宣 言発令時の対応等

## (7) 警戒宣言が発せられた場合の措置

ただし、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、強化地域内の居住者等の日常生活に極 力支障を来さないよう、必要な範囲内でキャッシュサービス等(現金自動支払機等を含む)の 窓口における営業は、普通預金(総合口座を含む)の払い戻しを除く全ての業務を停止しま す。なお、普通預金の払い戻しについても、来店中の顧客の払い戻しが終了次第停止します。 営業を継続するよう努めます。

緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転 手形交換所における内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、発災後の金融業務の円滑な遂行の 停止し、不渡処分猶予等の措置を講じます。なお、この旨を店頭に掲示し、協力を求めます。 確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行いません。ただし、この場合でも、 は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講じます。

## (4) 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後の営業については、開店の準備が整い次第、 可及的速やかに再開します。

- 強化地域外に営業所を置く金融機関の警戒宣言発令時の対応等
- (7) 原則として平常どおり営業を行います
- (4) 強化地域内にある営業所あての内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、 の取扱いを停止します。なお、この旨を店頭に掲示し、協力を求めます。
  - 営業停止等の取引者への周知

営業停止等の取引者への周知については、それぞれの金融機関があらかじめ定めた方法で行い

#### (2) 郵便局

ア 強化地域内に所在する郵便局の指置

斑6章 東海地震に関する平前対策

警戒宣言が発せられた場合、郵便局における業務の取り扱いを停止します。ただし、強化地域 扱い等を行います。また、郵便貯金自動預払機等については、可能な限り取り扱いを行います。 内の居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内で郵便貯金の払戻しの窓口取 なお、警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後については、速やかに営業を再開します。 強化地域外に所在する郵便局の措置

警戒宣言が発せられた場合も、強化地域外に所在する郵便局の業務の取扱いは平常どおりとし

# (3) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置

関東財務局横浜財務事務所は、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を 取りつつ、保険会社等に対し、以下に掲げる措置を要請します。

- ア 強化地域内に本店又は支店等の営業所を置く保険会社等の警戒宣言時の対応等
- (7) 整戒宣言が発せられた場合の措置

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、保険会社等において、営業所等における営業 を停止します。 また、保険会社等は、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やイン ターネットのホームページに掲載する等により、営業停止等を取引者に周知徹底します

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の保険会社等の円滑な遂 行の確保を期すため、保険会社等において、営業の開始又は再開は行いません。

## (4) 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合には、保険会社において、可及的速かに平常の営業を行いま す。発災後の保険会社の応急措置については、適時、的確な非常金融措置を講じます。

強化地域外に営業所を置く保険会社等の警戒宣言時の対応等

強化地域内の本店又は支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置 をとった強化地域外の営業所は、平常どおり営業を行います。

### 第一種金融商品取引業者(証券会社等)に係る措置 4

関東財務局横浜財務事務所は、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を 取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を要請するものとします。

- ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応等
  - (7) 警戒宣言が発せられた場合の措置

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、第一種金融商品取引業者において、営業所又 は事務所の窓口における業務を停止します。 証券会社等において、業務停止等を行う店舗名等を、店頭掲示等の告示、新聞やインターネ ットのホームページに掲載する等により業務停止等を取引者に周知徹底します。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂 行の確保を期すため、証券会社等において窓口業務の開始又は再開は行いません

## (4) 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合には、証券会社等において、可及的速かに平常の営業を行い

発災後の証券会社等の応急措置については、適時、的確な非常金融措置を講じます。

強化地域内の営業所又は事務所が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措 置をとった強化地域外の営業所又は事務所は、平常どおり営業を行います。 強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応等

#### 21 事業所等の措置

## (1) 警戒宣言が発せられた場合の事業所の対応

ア 防火管理者、保安管理者などを中心に、地震災害を防止し又は軽減するための体制を確立しま

- 217 -

- イ テレビ・ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速、正確に伝達します。
- ウ 地震防災応急計画ないし消防計画等に定められた分担に従って、地震災害を防止し又は軽減す るため、次の措置を講じます。
- (7) 火気使用設備等地震発生により出火原因になるものについては、原則として使用を中止しま
- (4) 建物の防火上又は避難において重要な施設及び消防用設備等を点検します。
  - (ウ) 薬品類、危険物などの流出、漏えい防止を行います
- (エ) 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒、落下防止を行います。
  - エ 火気使用店舗は原則として営業を自粛します。
    - オ 飲料水、非常食料、医薬品等を確保します。

      - カ その他必要と思われる措置を講じます。

## (2) 事業所等の従業員の帰宅措置

一般の事業所においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを 原則とします。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄りの駅及び道路交通状況、 警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認したうえ、時差退社をさせま

ただし、近距離通勤者にあっては、徒歩又は自転車によるものとし、できるだけ交通機関の利用 はしないものとします。また、自家用車による帰宅は行わないものとします。

なお、強化地域内では原則として鉄道の運行が中止されるので、遠距離通勤者で帰宅が困難とな る者についてはそれぞれの事業所等において適切な措置を講じます。

#### 22 救援対策等

#### (1) 食料

- ア 県は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備えて直ちに次のことを行います。
- (7) 食料調達体制の点検、確認

農林水産省、(公財)塩事業センター及び「災害救助法が発令された場合の応急物資の取扱い に関する協定書」を締結している関係団体等と連携をとり、食料調達体制の確認を行うととも に、現在の食料の保有数量等の把握に努めます。

(4) 卸売市場の開場要請

生鮮食料品の安定供給を確保するため、公設市場開設市及び民営市場開設者に対して平常ど おり市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うことを要請します。

(ウ) 集荷物の確保

生産地、出荷団体及び出荷者に対して市場への出荷要請を行います。卸売業者に対しては **入荷量を確保するとともに、その保管する物資の放出を要請します。**  イ - 市町村は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備えて備蓄物資等の確認及び協定等を締 結している関係団体と連絡を取り、食料調達体制を確認するとともに食料の保有数量等の把握並 びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段などの確保を図ります。

ア 飲料水の事前確保

県及び市町村は、警戒宣言発令とともにそれぞれの広報媒体並びに関係機関の協力を得て、需 要家(一般家庭、その他の施設)に対して飲料水確保のための緊急貯水を呼びかけます。

イ 給水量の確保

- (7) 県は、東海地震注意情報が発表された場合、水道事業者に対して飲料水確保のための緊急貯 水に応える体制をとるよう指示します。
- (4) 市町村は、東海地震注意情報が発表された場合、水道事業者に対して飲料水確保のための緊

急貯水に応える体制をとるよう協力を要請します。

#### ウ 応徳緒水体制

- (7) 県は、市町村に対して、地震災害発生に備えて応急給水体制をとるよう指示します。
- (4) 市町村は、地震災害の発生に備えて、水道事業者等に飲料水の確保を要請し、また自力での 飲料水の確保を行うとともに、応急給水のための要員、資機材及び運搬手段等を確保します。
- (ウ) 鋼板プール並びにろ水機の管理者は、地震災害の発生に備えて速やかに使用できるよう体制 を整えます。

#### (3) 生活必需物資等

- 「生活必需物資等の調達に関する協定書」を締結している大規模小売店等と連絡をとり、物資保 ア 県は、警戒宣言発令とともに、地震災害発生に備えて災害救助用備蓄物資を点検するとともに、 有数の把握に努め、市町村の要請に対処できる体制を整えます。
- 書等を締結している関係業者、団体等と連絡をとり、生活物資の調達体制を整えます。また、物 イ 市町村は、警戒宣言発令とともに、地震災害発生に備えて備蓄物資を確認するとともに、協定 資保有数を把握して物資供給のための要員及び運搬手段等を確保します。

## (4) 物価高騰の防止等のための要請

じて指導等を行います。また、県は、県民が落ち着いた消費行動が取れるよう生活必需品の供給状 県及び市町村は、警戒宣言が発せられた場合に、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰 しないよう、また、事業者による買占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応 祝等について、必要な情報提供に努めます。

#### 湾

神奈川県地震災害警戒本部条例 6 - 3 - (1)

神奈川県地震災害警戒本部要綱 6 - 3 - (2)

神奈川県東海地震注意情報時対策本部要綱 6 - 3 - (3)

東海地震に関連する情報 6 - 3 - (4) 大規模災害発生時の交通規制計画等の改正について(東海地震) 6 - 3 - (5)

東海地震に関する知事の談話 6 - 3 - (6)

災害時における放送要請に関する協定書 4 - 1 - (13)

神奈川県災害活動中央基地要領 4 - 12 - (6)

- 219 -